



緑丸

百合若

はなちゃん

PUBLIC INFORMATION 聖籠町

新型コロナウイルス感染症
関連情報はこちらから

町ホームページ



学生もお手伝い！

JAPANサッカーカレッジ高等部の3年生が、課外授業で二本松の伊藤農園を訪れ、聖籠町の秋の味覚ブドウの栽培作業を手伝いました。

大きく美味しい実がなるように、花を剪定。最初はおそるおそる作業をする学生の皆さんでしたが、慣れてくると、てきぱきとはさみを動かしていました。

広報せいろう
2020

7

July No.528

知ってお得！高齢者向け助成制度

町では、高齢者の皆さんの福祉向上のため、次のとおり各種助成制度を実施しています。
ご不明な点などありましたら、長寿支援課までお気軽にお問い合わせください。

高齢者タクシー利用料金助成事業（助成拡充！）

対象者	次の全ての条件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聖籠町に住所を有する方 ・ 満 80 歳以上の方 ・ 運転免許証を保有していない方 ・ 介護保険施設などに入所していない方 ・ 町および社会福祉協議会が実施する類似の移動支援助成を受けていない方
助成概要	タクシー利用助成券を交付します。（決定月より 700 円券を月 3 枚） 令和元年度に申請した方も、2年度に助成を希望される方は、改めて申請してください。個別郵送による案内はしていませんので、ご注意ください。

寝たきり老人等介護者手当支給制度

対象者	介護保険の要介護認定で要介護 3 以上の認定を受けた要介護者と同居している介護者の方
助成概要	所得税非課税世帯には月 1 万円、所得税課税世帯には月 5000 円を支給します。（支給月は 4・8・12 月です。）

寝具乾燥消毒サービス事業

対象者	寝具類の衛生管理が困難な在宅の常時寝たきり状態にある、おおむね 65 歳以上の高齢者
助成概要	寝具の乾燥消毒サービスを月 1 回（うち年 1 回水洗）行います。
利用料	無料

高齢者等紙おむつ等給付事業

対象者	65 歳以上の常時おむつを使用している方および 40 歳～ 65 歳未満で、生活状況、身体状況により常時おむつが必要な方
助成概要	紙おむつ、尿とりパットなどを購入するための引換券【2500 円／月（消費税込み 2750 円）】を発行します。

日常生活用具給付等事業

対象者	おおむね 65 歳以上で、心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要なひとり暮らしの高齢者など
助成概要	電磁調理器、火災警報器、自動消火器などの日常生活用具を給付します。生計中心者の課税状況により、それぞれ、無料・一部負担・全額負担となります。

長寿祝金の支給事業

対象者	聖籠町に 6 か月以上住所を有する 90 歳以上（毎年 9 月 1 日現在）の方
助成概要	90 歳以上 94 歳までの方 1 万円 95 歳以上の方 2 万円

高齢者応援手当支給事業

対象者	次の①②どちらかの住所条件および③の条件を満たす方 ① 4月1日現在、聖籠町に住所を有する方 ② 介護保険法による住所地特例により他市町村の介護保険施設などに入所している方 ③ 当該年度の11月30日時点で65歳以上であり、介護保険料を完納している方
助成概要	介護保険料の段階区分により、支給金額が異なります。

緊急通報装置の貸与事業

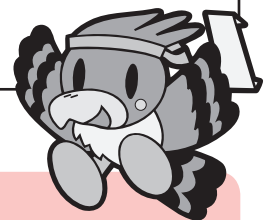
対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など
助成概要	急病や災害などの緊急時に迅速・適切な対応が図れるよう、緊急通報装置を貸与します。
利用料	月額500円（住民税本人非課税の場合は無料です。）

高齢者および障がい者住宅整備費用助成事業

対象者	在宅の身体機能が低下した高齢者の方および身体障がい者の方で、次のいずれかに該当する方 ① 介護保険法の要介護認定・要支援認定を受けている方 ② 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方で、日常生活に介護を必要とする方 ③ 療育手帳Aの交付を受けている方 ただし、世帯員の合計収入が600万円を超える場合は、助成を受けられません。
助成概要	トイレ・浴室の改造、廊下の段差解消、手すりの設置など、高齢者・障がい者の生活を安全・快適なものにするためにかかる費用を助成します。世帯の所得税の課税状況に応じて助成額を決定します。

新型コロナウイルス感染予防関係：聖籠町高齢者独自給付金事業

対象者	次の全ての条件を満たす方 ① 昭和21年4月1日以前に生まれた方（75歳以上の方） ② 令和2年4月27日時点で聖籠町の住民基本台帳に記録されている方 ③ ①、②該当者のうち、令和2年4月27日時点で介護保険施設などに入所していない方（対象者には、郵送にてご案内しています。）
助成概要	同封の申請書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送ください。 助成額：5000円 6月30日までに受付した方 ⇒ 7月22日振込予定 7月31日までに受付した方 ⇒ 8月25日振込予定



お申し込み・お問い合わせ
長寿支援課（町保健福祉センター内） 高齢福祉係 ☎20-7433

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の条件を満たす方について、保険税（保険料）が減免されます。

保険税（保険料）減免の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税（保険料）を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税（保険料）の一部を減免**

このほか各保険制度の具体的な要件については、下記のとおりとなります。ご自身が減免の対象になるかなど、ご不明な点は役場町民課保険係までお問い合わせください。

国民健康保険に加入されている方の要件

保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和2年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

保険税の減免額は、減免対象保険税額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険税額 (A×B/C)

- A**：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B**：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額
- C**：世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合：全部(10分の10)
- 400万円以下の場合：10分の8
- 550万円以下の場合：10分の6
- 750万円以下の場合：10分の4
- 1000万円以下の場合：10分の2

- 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。ただし、非自発的失業による軽減対象の方は、今回の減免の対象とならない場合があります。

所得とは？

収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。



介護保険に加入されている方の要件

保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和2年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

A：減免を受けようとする方の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額

C：世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が

200万円以下の場合：全部 (10分の10)

200万円超の場合：10分の8

- 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

後期高齢者医療保険に加入されている方の要件

保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和2年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2) 令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

保険料の減免額は、減免対象の保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

A：減免を受けようとする方の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額

C：世帯の主たる生計維持者と被保険者全員の令和元年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が、

300万円以下の場合：全部 (10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1000万円以下の場合：10分の2

- 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

各保険制度の減免申請にあたり必要なものについて、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 役場町民課 保険係 (内線115・116・117)

事業者の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症対応）追加情報

※6月16日現在

新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金	
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、新潟県制度融資を活用した3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資を、民間金融機関を通じ、実施しています。</p> <p>また、新潟県制度融資も含めた保証付きの既往債務の借換も3年間の実質無利子や保証料ゼロの対象になります。</p> <p>町では、3年間の実質無利子終了後の4年目から利子の一部を町が補助します。</p> <p>利率 - 0.9%（事業主負担）= 町が利子補給</p>	
融資対象者	新型コロナウイルス感染拡大による影響で売上等が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者
融資限度額	4000万円
資金用途	運転資金・設備資金・借換資金
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	<p>一定の要件を満たした場合、3年間無利子</p> <p>3年間 年 1.15%</p> <p>3年超5年以内 年 1.35%</p> <p>5年超7年以内 年 1.55%</p> <p>7年超10年以内 年 1.75%</p> <p>【要件：売上高等】</p> <p>個人事業主 ▲5%以上</p> <p>小・中規模事業者 ▲15%以上</p>
信用保証	<p>一定の要件を満たした場合、保証料ゼロ</p> <p>【要件：売上高等】</p> <p>①②は保証料ゼロ、③保証料1/2</p> <p>①個人事業主 ▲5%以上、②小・中規模事業者 ▲15%以上、③小・中規模事業者 ▲5%以上</p>
取扱期間	5月1日～12月31日

新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金が実行されるまでの間、実質無利子での「つなぎ融資」開始	
<p>新潟県では、新潟県コロナウイルス感染症対応資金を申し込まれた方のうち、正式な融資実行の前に緊急で資金繰りが必要な方を対象に、実質無利子でのつなぎ融資を開始しました。</p>	
つなぎ融資とは	<p>正式な融資は様々な手続きを経て行われるため、一定の期間を要します。「つなぎ融資」は、緊急な資金需要に対応するため、信用保証協会の事前相談が終了した段階で「つなぎ」として行われる融資です。</p> <p>○申し込みから融資実行までの期間の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正式融資：14営業日程度 ・つなぎ融資：最短で4営業日程度
対象者	新潟県コロナウイルス感染症対応資金」の借入を行う中小企業者
利子	実質無利子（つなぎ融資の貸付全期間の利子全額を新潟県が支援）
申請方法	取扱金融機関でお申し込みください。

聖籠町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	
<p>町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新潟県の休業などの要請を受けて円滑に協力いただいた町内に事業所を有する事業者に対し、上乘せ支援を行います。</p>	
対象者	新潟県の休業などの要請に協力し、県の協力金支給決定通知を受けた事業者
対象期間	<p>第1回 令和2年4月24日～5月6日</p> <p>第2回 令和2年5月7日～5月14日</p>
協力金額	各回とも一律10万円
申請方法	<p>次の書類を申請期限までに役場産業観光課あてに郵送（8/31の消印まで有効）または窓口へ提出</p> <p>①聖籠町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書兼請求書</p> <p>②新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給決定通知書の写し</p>
申請期限	<p>第1回目提出期限 5月20日～8月31日</p> <p>第2回目提出期限 5月7日～8月31日</p> <p>※新潟県への提出期限は各回とも6月30日まで</p>

雇用調整助成金の申請に係る手数料の助成	
<p>町では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国の「雇用調整助成金」の申請書類の作成を社会保険労務士などに依頼した場合の手数料の一部を助成します。</p>	
対象者	町内に主たる事業所を有する事業者 常時の従業員が10人未満であること
助成金額	1事業者あたり上限10万円（1回限り）
対象経費	事業主が、雇用調整助成金の申請を社会保険労務士などに依頼する際に係る手数料
申請方法	<p>次の書類を申請期限までに役場産業観光課あてに郵送（8/31の消印まで有効）または窓口へ提出</p> <p>①聖籠町雇用調整助成金申請補助金交付申請書兼請求書</p> <p>②雇用調整助成金申請書の写し（提出先の受付印が押印されているもの）</p> <p>③従業員数が確認できる書類</p> <p>④社会保険労務士などへの支払いの完了を確認できるもの（領収書の写しなど）</p> <p>⑤その他、町長が必要と認めるもの</p>
申請期限	5月20日～8月31日

新潟県制度融資の元金返済を最長1年まで猶予します	
<p>新潟県制度融資により借入をしており、すでに返済が始まっている方は、返済開始後の元金返済が最長1年まで猶予できます。</p>	
該当資金	新潟県制度融資（一部除く）
対象者	最近1か月または3か月間の売上等、粗利益等または売上高経常利益率が前年同期に比して同じか減少している者
取扱期間	4月21日～令和3年3月31日
申請方法	取扱金融機関でご相談ください。

お問い合わせ 役場産業観光課 地域振興係（内線122・123）
または 新潟県中小企業金融相談窓口（県庁） ☎025-285-6887

持続化給付金の申請をサポートします ～聖籠町商工会～

聖籠町商工会では、国が実施している「持続化給付金」は、電子申請となっているため、ご自身での申請が困難な事業者を対象に、商工会でサポートしながら電子申請できるようサポート窓口を開設しています。

申請について、サポートが必要な方は、町商工会にお問い合わせください。

なお、感染症拡大防止のため、予約制となっています。

【サポート窓口開設時間】

月曜日から金曜日（祝日は除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

☎聖籠町商工会 ☎27-2078

持続化給付金とは？

○国が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業自粛などにより特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使えるよう支給する給付金です。

○給付金額は、中小法人など 200万円
個人事業者など 100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

農業者の生産活動を支援します

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物（野菜、花き、果樹、きのこ）について、一定の取り組みを行う農業者の生産活動を支援します。

【対象者】

令和2年2月～4月に高収益作物の出荷実績がある農業者または廃棄などにより出荷できなかった農業者

【支援内容】

国が定める取り組みを4月30日以降に実施した農業者への支援（5万円/10a）など

【説明会】

次の日程で説明会を開催します。（**要事前申し込み**）なお、J A北越後に出荷実績がある方へは、別途、J A北越後から説明会のご案内をします。

📅7月14日（火）午後7時～8時

📍新発田市 生涯学習センター 多目的ホール
（新発田市中央町5丁目8番47号）

📞・📍役場産業観光課 農業振興係（内線126）

3密対策の経費を追加支援

新潟県が行う3密対策の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金（3密対策支援金）」に、**町が20万円を上限に上乗せ支援**をします。（当初の10万円から20万円に拡大）

【対象者】新潟県が実施する「新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金（3密対策支援金）」の支給決定通知を受けたもので、町内に主たる事業所または従たる事業所を有する中小企業者および個人事業主

【対象業種】飲食サービス業、宿泊業、小売業、道路旅客運送業など

【対象経費】感染防止対策に必要な設備整備などに係る経費

【支給額】県の支給上限20万円を超えた経費に対し支給します。（上限20万円まで）

【申請受付期間】7月1日（水）～9月30日（水）

【申請書類】申請書、県の「支給決定通知書」の写し、県に提出する「申請する対象経費の一覧表※」の写し（**※対象となる経費すべてを記入**してください）

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

📞役場産業観光課 地域振興係（内線122）

申請はお済みですか？ 特別定額給付金 ・子育て独自給付金・高齢者独自給付金

特別定額給付金・子育ておよび高齢者独自給付金の申請期限は、**7月31日（金）【郵送の場合は当日消印有効】**です。

期限を過ぎると給付できなくなりますのでご注意ください。

お手元に申請書がない方、書き方がよくわからない方は、下記までお問い合わせください。

■特別定額給付金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」による給付金（一人につき10万円）

振込予定日：7月2日、9日、16日、29日、8月6日

■聖籠町子育て独自給付金

平成14年4月2日～令和2年4月27日生まれ（今年度18歳になる方まで）の子を対象とした給付金（一人につき1万円）

振込予定日

6月30日までの申請受付：7月22日

7月31日までの申請受付：8月25日

■聖籠町高齢者独自給付金

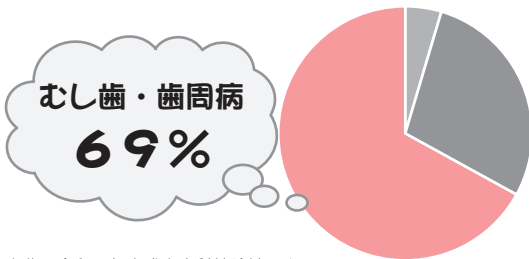
※詳しくは3ページをご覧ください。

📞特別定額給付金・子育て独自給付金については役場総合政策課 財政係（内線262）

高齢者独自給付金については

長寿支援課（町保健福祉センター内）☎20-7433

40歳以降、歯を失う最大の原因は 歯周病です!

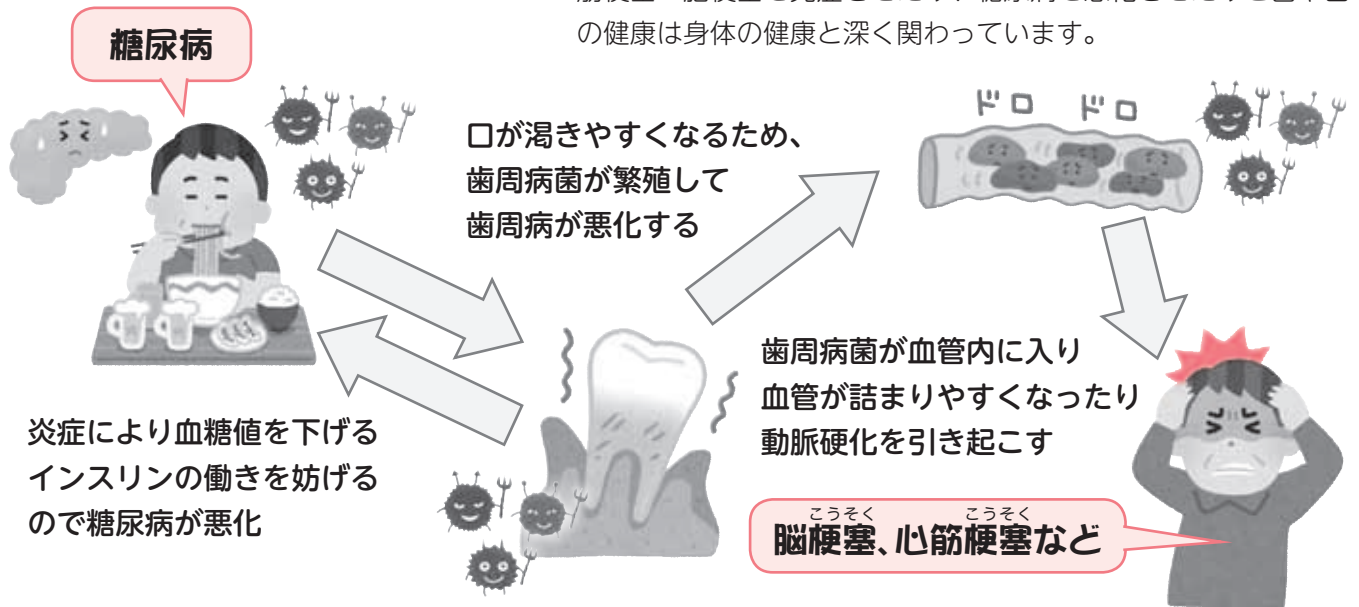


出典：令和元年度成人歯科健診結果より

聖籠町は大人もむし歯や歯周病を持っている人が多く、成人歯科健診を受けた人の約7割が歯周病やむし歯といわれています。歯周病は、歯を支えている歯ぐきや骨などの組織に炎症が起こり、徐々に組織が破壊されて歯が抜けてしまう病気です。若年層にも幅広く見られる身近な病気ですが痛みが無く進行するため放置されやすいのが現状です。

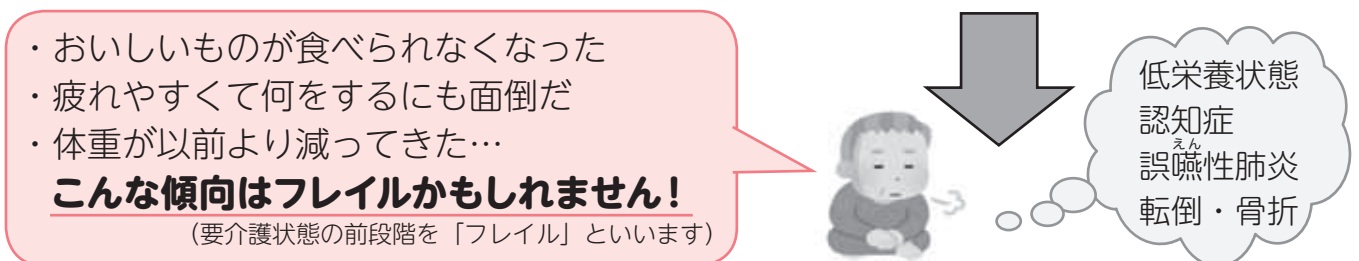
また、歯周病は生活習慣病の1つといわれており、糖尿病や心筋梗塞・脳梗塞を発症させたり、糖尿病を悪化させたりと歯や口の健康は身体の健康と深く関わっています。

歯周病は万病のもと!?



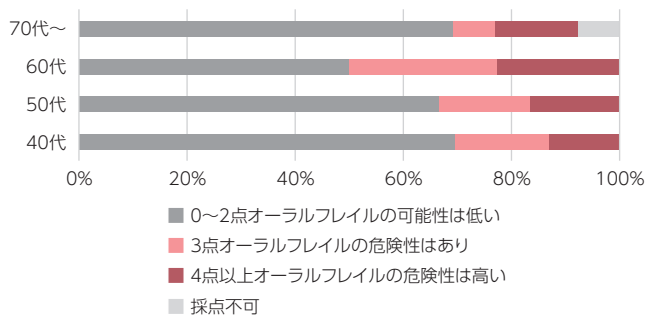
お口の健康は長寿の秘訣?

歯周病やむし歯以外にも『噛む力』や『飲み込む力』などの口腔機能が皆さんの筋力や身体の運動機能にも関わっていることはご存知ですか？食事中に食べこぼすことが増えた、お茶でむせることが増えた、これらをオーラルフレイルといいます。加齢に伴って起こる筋力や運動機能、口腔機能の衰えによって食べる意欲が低下し、十分な栄養を摂ることができず、やがて以前より体重が減る、疲れやすいなど身体の衰え（フレイル）に繋がってきます。日常生活では何気ない出来事かもしれませんがこれこそが、認知症や転倒・骨折など身体が弱る危険信号です。



オーラルフレイルは40歳代から始まっています！

オーラルフレイルアンケート結果



出典：令和元年度聖籠秋まつり歯科コーナー来場者アンケートより

オーラルフレイルは高齢者の課題ではないかと思われがちですが、若い人でもすでにオーラルフレイルの可能性を持っている人は少なくありません。実際に『いつもよく噛んで食べていない』『早食いなんです…』といった声も聞かれ、結果的にオーラルフレイルに繋がっていると考えられます。食べ物を十分に噛める人と噛めない人では老化のスピードに大きな差があることも分かっており、『噛めない人』ほど身体や口腔機能は衰えていくので、どの年齢層でも一口30回よく噛む習慣がとても大切です。

かかりつけ歯科医院を持ち、定期的に受診をしましょう！

むし歯や歯周病などのお口の中の病気は自覚症状が無いことが多く、また、『噛みにくい』『飲み込みにくい』などのオーラルフレイルも気づかぬうちに進行しています。

日ごろの歯みがきの仕方に加え、デンタルフロスや歯間ブラシを使って自分の歯ぐきや舌の状態にも目を向け、歯科医院を定期的に受診することで口腔の健康を保ちましょう。

下記年齢の方を対象に 無料で歯科健診を実施します！

よくかんでなんでも食べられる自分の歯 めざそう80歳で20本

— 健康せいろう21 緑丸の健康10か条より —

	成人歯科健診	後期高齢者歯科健診
対象者	令和3年3月末の時点で 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・ 65歳・70歳の年齢に達する方	令和3年3月末の時点で、 76歳と80歳の年齢に達する方 (要介護など一部の方は対象外になります)
日程	令和2年7月1日～12月末日まで	
健診料金	無料	
健診内容	歯科健診 歯みがき指導	歯科健診 口腔機能検査 歯みがき指導
実施方法	町内指定歯科医院での健診 ※対象者には受診券を発送しました。 問診票は各指定歯科医院にあります。	町内指定歯科医院での健診 ※対象者には受診券、問診票を発送しました。 忘れずにお持ちください。
その他	受診の際には必ず、個人で指定歯科医院に予約をお願いします。	

今回対象ではない方も、歯周病予防や口腔の健康のために年に1度は歯科健診を受けましょう！

お問い合わせ 保健福祉課（町保健福祉センター内） 地域保健係 ☎27-6511

乳がん検診が始まります!



予約制

8月19日(水)から乳がん検診が始まります。
すでにお申し込みいただいている方には7月中に案内を郵送します。
持ち物や注意事項など変更点もありますので下記をご覧ください。

日 程	受付時間
8月19日(水)・20日(木)	【午後のみ】 午後1時～2時
8月24日(月)・25日(火)	【午前・午後】 午前9時～10時 午後1時～2時
8月31日(月)、 9月1日(火)・4日(金)	【午後のみ】 午後1時～2時
9月6日(日) ※日曜健診	【午前のみ】 午前9時～10時
会 場	町保健福祉センター
対 象	40歳以上の女性(ただし、 <u>昨年度受診していない方</u>)
内 容	マンモグラフィの撮影(40～49歳:2方向、50歳～:1方向)
料 金	1000円(ただし、70歳以上の方、各種手帳をお持ちの方、生活保護世帯の方は無料)
持 ち 物	①バスタオル(衣服を脱いだ後、羽織れる大きさのもの) ※ <u>検査衣やバスタオルの貸し出しはありません。</u> ②髪の長い方はまとめるゴム
注意事項 (服装)	上半身の衣服を脱いででの撮影となりますので、ワンピースなどの着用はご遠慮ください。

変更あり

※乳がん検診は完全予約制です。

※当日の受診者数により、待ち時間が長くなる日もあります、時間に余裕をもってお越しください。

※新たにお申し込みされる方は、必ず8月初旬までに下記へご連絡ください。

※急きょ健診を延期する事態になった場合は、町ホームページや広報、町内防災無線などでお知らせし、変更後の日程については改めてご連絡します。

いつもの暮らしに、
受診で早期発見! **がん検診** を。

●子宮頸がん検診●

施設検診は12月末まで受けられますが、お早めに受診ください。



お問い合わせ 保健福祉課(町保健福祉センター内) 健康推進係 ☎27-6511

買い取られた貴金属、クーリング・オフができます

【事例】

「古着や陶器などどんなものでも買い取る」と電話があり、家に来てもらった。しかし業者は「**貴金属があれば見せてほしい**」と言い、仕方なく指輪2点を見せると、それを6千円で買い取っただけで帰って行った。冷静に考えると、最初から貴金属が目当てだったのではないか。



「見守り新鮮情報」より

5月に、「靴を買い取る」などという電話や訪問について複数の情報が町内から寄せられました。**不意打ち的な「訪問購入」は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフで無条件に売却したものを取り戻すことができます。**書面に不備があるなど、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能な場合もあります。詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。



通信

7月
vol.117

役場町民課

消費生活センター

☎ 27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

子どもの車内閉じ込め事故に注意

【事例】

駐車場で車の電子キーを車内に置き忘れたまま外に出たところ、何らかの理由でドアがロックされ、1歳の息子が車内に閉じ込められてしまった。救急要請し、窓を割って救出してもらった。息子は軽度の熱中症にかかった。



「子どもサポート情報」より

- 子どもが自分で車内側から鍵をかけてしまったり、車の鍵で遊んでロックボタンを押すなどして施錠され、子どもが閉じ込められてしまうことがあります。(原因不明のケースもあります)
- 特に、夏の車内は短時間で高温になります。子どもを残して車から離れないようにしましょう。また、乗り降りなどの少しの時間であっても、忘れず鍵を持って車を降りる習慣をつけましょう。
- 車種や年式によっては、電子キーの電池が切れることで施錠される場合があります。電池残量に注意し、電池が切れた際の開錠方法を取扱説明書で確認しておくことも大切です。

5月相談受付状況

件数	主な相談内容
11件	不審な電話・衣類・ワイヤレスイヤホン・軽自動車税・靴の買い取り・賃貸契約・冷蔵庫



夏の交通事故防止運動実施

実施期間：7月22日(水)～31日(金)

～スローガン～

「夏の道 ゆとりとマナーで 防ぐ事故」

運動の重点

- ① 横断歩道での歩行者優先
- ② 疲労運転の防止
- ③ 飲酒運転の根絶

飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、飲んだ人には運転させないよう徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。
また、長時間運転する時は、早めの休憩をとるよう心掛けましょう。

暑い夏をのりきり
ましょう!



今日も一日交通安全

交通安全に関することは

☑ 役場生活環境課

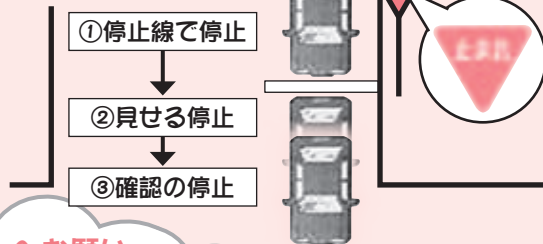
☎ 27-2111(内線284)

★ 交差点の交通事故防止

令和元年中における県内の交通事故の多くは、交差点で発生しています。一時不停止や安全不確認などの基本的な交通ルールを守らなかったことが、交通事故の主な要因です。交差点では、確実な一時停止と左右の安全確認をしましょう。特に見通しの悪い交差点では3段階の停止が重要です。

● 交差点ひとくちアドバイス

- ① 停止線の直前で一時停止をし、周囲の安全確認をする。
- ② 少し進んで車の頭を出し、再停止する。
- ③ 左右の確認できる位置まで進み、もう一度停止し、安全確認をする。



● 児童・生徒の皆さんへお願い (自転車を利用する時は・・・)

- 1 『飛び出し』は、絶対しない。
- 2 必ずヘルメットを着用しましょう。
- 3 交差点を走行する時は、右・左・後ろの安全確認をしましょう。

● 子どもたちへお願い

- 1 止まる(道路に出る時は必ず止まる)
- 2 見る(右・左・右の確認する)
- 3 見せる(手をあげて合図をする)

● 保護者へお願い

- 1 お子様から手と目を離さない
- 2 チャイルドシートを必ず着用させましょう

※家族皆さんで
声をかけ合って交通
ルールを守ってね!

※ 新潟県は農作業用自動車(トラクターなど)の死亡事故・重大事故の発生が多い状況です。追突されないよう低速車マークや反射材を貼付しましょう。

また、確実な運転操作とブレーキ連結を確認して路外逸脱事故などの防止に努めましょう。

町の交通事故発生状況

区分 年	4月 (うち高齢者数)			1月～4月累計 (うち高齢者数)		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
令和2年	2 (0)	0	3 (0)	11 (5)	0 (0)	14 (1)
平成31年	1 (1)	0	1 (1)	6 (3)	1 (1)	5 (2)
増 減	1 (-1)	0	2 (-1)	5 (2)	-1 (-1)	9 (-1)

町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

総合政策課

- 5月13日（水）
■善意のご寄付
ありがとうございました



▲寄附いただいた天体望遠鏡

渡辺政行様（網代浜）より天体望遠鏡1台の寄附をいただきました。天体望遠鏡は聖籠中学校にて有効に使わせていただき、ありがとうございます。

町民課

- 6月4日（木）
6月4日（木）
■令和2年度第1回聖籠町国民健康保険運営協議会開催

聖籠町国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に関する予算執行や運営について、有識者や町民の意見を十分に反映し適切に実施されるよう、調査や審議を実施しています。

今回の協議会では、次の事項について審議を行いました。

- ・聖籠町国民健康保険条例の一部改正（専決処分）について
- ・聖籠町国民健康保険条例の一部改正について

農業委員会

- 5月25日（月）
■農業委員会第24期第15回総会開催

- ・聖籠町国民健康保険条例の一部改正（案）について
- ・令和2年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について
- ・令和2年度聖籠町国民健康保険事業計画について

- ・農地法第5条の規定による許可申請について・・・2件
- ・農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について・・・2件
- 以上2項目が審議され、議決承認されました。
- なお、総会の議事録は農業委員会事務局で閲覧できます。

7月の休日役場窓口

- 7月11日（土）
午前9時～正午まで
受け付けできる業務について、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。
- 役場町民課（内線111）
役場税務課（内線143）

しばた・せいろうプログラミングコンテスト開催

小学生向けプログラミングコンテストを開催します。

【内 容】スクラッチでプログラミングしたオリジナルのゲームやアニメーション、聖籠町や新発田市をPRする作品でコンテストに応募しませんか。11月3日に新発田市生涯学習センターにて表彰式を行います。

【申込方法】9月1日（火）から9月30日（水）までの期間に、メールでお申し込みください。詳しくは下記ホームページをご確認ください。

●事前スクラッチプログラミング無料講座も開催します

- 7月23日（木・祝）・24日（金・祝）、8月10日（月・祝）、9月21日（月・祝）・22日（火・祝）
各日とも次の時間帯のいずれかを選択。複数日参加することもできます。
- ①午前10時45分～午後0時15分 ②午後1時～2時30分

□新発田市生涯学習センター（7/23～9/21）、結いハート聖籠（9/22）

【定 員】各回15名

【申込方法】講座前日までにメールにてお申し込みください。

■・新発田市プログラミング教育推進協議会（SPEC）

Eメール：info@spec.shibata.jp ホームページ：https://spec.shibata.jp/



新規就農を応援します

町では、次世代を担う農業者となることを目指す新規就農者について、経営の不安定な就農初期段階を支援するため「農業次世代人材投資資金（経営開始型）」を実施しています。

以下の必要な要件を満たす場合、資金の交付を受けることができます。



【交付要件】

- ・就農時に50歳未満であること
- ・町の認定を受けた認定新規就農者であること
- ・独立・自営就農であること
- ・一定の基準を満たす経営計画（青年等就農計画）を作成していること
- ・「人・農地プラン」に位置づけられている、または位置づけられることが確実と見込まれること
- ・園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は加入している、または加入が確実と見込まれること
- ・生活保護など、生活費を支給する国の他事業と重複しないこと
- ・また、農の雇用事業による助成を受けた農業法人でないこと
- ・青年新規就農者ネットワークに加入すること

【交付額】 年間最大150万円

【交付期間】 最長5年間

詳しくは、町ホームページ、または産業観光課までお問い合わせください。

☑️・☑️役場産業観光課 農業振興係（内線124）

7月	町長の動向 (主なものを抜粋)
7日	聖籠町合同慰霊祭
13日	阿賀北首長会総会
27日	下越土地開発公社理事会 新発田地域広域事務組合議 会 下越福祉行政組合議 会
30日	これからの新潟の道づくり を考える意見交換会
	※新型コロナウイルス感染症対策に伴い、中止または延期される場合があります。

INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
町保健福祉センター	
保健福祉課	☎27-6511
長寿支援課	☎20-7433
上下水道課 (上水道管理棟)	☎27-5141
診療所	☎27-1234

INFORMATION

7月の行事

《相談事業》

ところ 役場1階 会議室

◆人権特設相談所

9日(木)午後1時～3時

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご利用ください。

☑️役場町民課(内線112)

法務局新発田支局

☎0254-24-7102

ところ 結いハート聖籠

◆心配ごと相談

15日(水)午後1時～4時

◆無料弁護士相談

22日(水)午後1時～4時

☑️聖籠町社会福祉協議会

☎28-7110

《保健福祉事業》

ところ 町保健福祉センター

◆乳幼児健康診査

○3歳児健診

16日(木)午後1時～

○乳児健診

31日(金)午後1時～

◆学級

○育児学級

7日(火)午後1時15分～

☑️保健福祉課

(町保健福祉センター内)

☎27-6511

※急きよ、中止または延期する場合は、その都度対象者へご連絡します。

5月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
陸杜ちゃん	(神田 信志)	藤 寄
心春ちゃん	(近藤 正道)	別 條
芽以子ちゃん	(星 大輔)	汐美台
妃菜ちゃん	(田村 勇一)	次第浜
葵音ちゃん	(水沢 圭太)	網代浜
雲雀ちゃん	(小林 康大)	苔 沼
律ちゃん	(会田 天摩)	蓮 湯
誠也ちゃん	(本間 弘幸)	山諏訪山
大志ちゃん	(和田 久志)	山大夫
結花ちゃん	(渡辺 剛史)	山 倉
統真ちゃん	(鈴木 健次)	次第浜



ごめいふくをお祈りします

死亡

氏 名	年齢	行政区
江 口 敏 行さん	(64歳)	藤 寄
大 沢 トラノさん	(94歳)	甚兵衛橋
小 林 芳 治さん	(84歳)	亀 塚
渡 辺 勝家光さん	(87歳)	亀 塚
宮 沢 榮 信さん	(81歳)	網代浜
渡 辺 ツ タさん	(90歳)	網代浜
高 橋 ウメノさん	(101歳)	次第浜
石 村 綾 さん	(40歳)	蓮湯新田
江 口 俊 榮さん	(78歳)	藤 寄



(注1)町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。
 (注2)略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

住民基本台帳閲覧者などを公表します

住民基本台帳には【氏名】【住所】【生年月日】【性別】といった個人情報が含まれているため、閲覧は法令により規制されており、特に商業目的の大量閲覧などは禁止されています。

■閲覧できる場合

- ・公的機関が法令で定められた事務を行う場合
- ・公益性が高く、統計結果などを公表している場合
- ・公共団体の住民の福祉向上のための調査の場合など

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの閲覧は次のとおりです。

※実施主体と閲覧(受託)機関の両者から事前に閲覧申請書の提出を求め、内容を確認の上、閲覧を許可しています。

	実施主体	閲覧(受託)機関	個人情報取扱条文の有無	閲覧の目的	閲覧対象地区	閲覧数	閲覧日
1	新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部	新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部	有	令和元年県民健康・栄養実態調査の調査地区に選定されているため	蓮湯の一部	172	令和元年10月24日
2	防衛省 自衛隊新潟地方協力本部 新発田地域事務所	防衛省 自衛隊新潟地方協力本部 新発田地域事務所	有	自衛官等・学生等の募集に関する案内の送付等のため	町内全域	353	令和元年11月18日
3	総務省 情報流通行政局 情報通信政策課 情報通信経済室	一般社団法人 輿論科学協会	有	通信利用動向調査における世帯対象調査の標本抽出のため	町内全域	172	令和元年11月21日

2 役場町民課 町民サービス係 (内線111)

入札結果

入札日 4月28日~5月25日

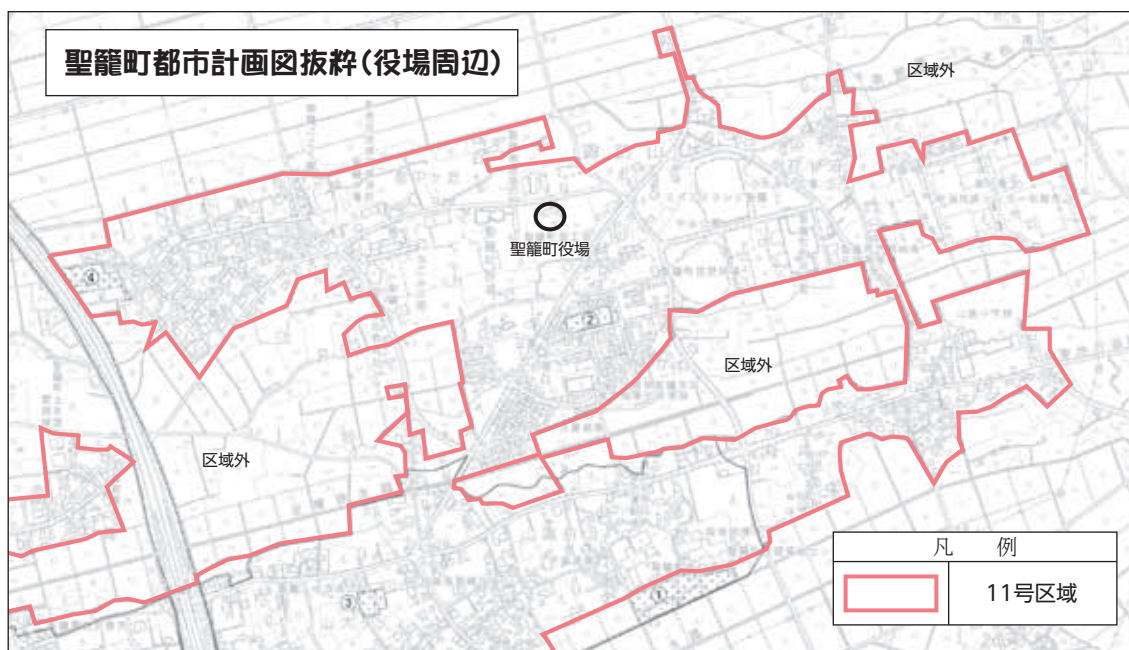
	件 名	場 所	契約額(円)	業者名	納入完了日又は工事(委託)期間最終日	入札方法
1	聖籠町都市計画マスタープラン作成業務委託	聖籠町全域	4,994,000	(株)総合都市開発	令和3年3月26日	指名競争入札
2	蓮野藤寄線舗装補修工事	聖籠町大字藤寄地内	3,729,000	福田道路(株)新発田営業所	7月17日	指名競争入札
3	次第浜山辺川線支線排水路(Aルート)整備工事	聖籠町大字次第浜地内	22,770,000	(有)樋口建設	11月6日	指名競争入札
4	弁天湯風致公園維持管理業務委託	聖籠町大字蓮野地内	6,820,000	曾根建(株)	令和3年3月19日	指名競争入札
5	茨島橋修繕工事	聖籠町大字網代浜地内	9,900,000	曾根建(株)	11月21日	指名競争入札
6	二本松蓮野線道路改良工事	聖籠町大字蓮野地内	24,200,000	(株)岩村組 聖籠支店	11月21日	制限付一般競争入札
7	管理棟玄関及び車庫屋根防水修繕	聖籠町大字蓮野地内	3,003,000	(株)諏訪建設	9月30日	指名競争入札
8	日本海東北自動車道側道等管理施設維持管理業務委託	聖籠町大字道賀新田から二本松地内	1,760,000	曾根建(株)	7月31日	指名競争入札
9	加治川堤桜維持管理業務委託	聖籠町大字真野・道賀新田地内	1,309,000	(株)新潟グリーンテック聖籠営業所	10月30日	指名競争入札
10	道路植栽等管理業務委託	聖籠町内一円	8,250,000	(有)栗原緑樹園	10月30日	指名競争入札
11	道路区画線設置工事	聖籠町内一円	5,995,000	(株)新潟デッキ	7月31日	指名競争入札
12	阿賀野川流域関連聖籠町公共下水道全体計画見直し業務委託	聖籠町地内(下水道計画区域)	6,490,000	オリジナル設計(株)新潟事務所	令和3年3月19日	指名競争入札

住宅などの建築制限を緩和します

町では、今後予想される人口減少の抑制を図るため、聖籠町都市計画法施行条例第3条第1項第2号の規定による認定基準を改正し、住宅などの建築制限を次のとおり緩和します。

○対象エリア

市街化調整区域内の指定するエリア（11号区域）



※ 聖籠町都市計画図は町ホームページまたは役場ふるさと整備課で確認できます。

○変更前

土地要件	①登記地目が宅地または宅地並みの課税されている土地	
	②登記地目が 雑種地 かつ造成が不要な土地	
※ ①、②のいずれかに該当する土地が緩和の対象となる。		
基準日	平成16年4月1日	共同住宅、寄宿舍、小規模店舗など
	平成30年1月1日	専用住宅、併用住宅

○変更後

土地要件	①登記地目が宅地または宅地並みの課税されている土地	
	②登記地目が 雑種地、山林または原野 かつ造成が不要な土地	
※ ①、②のいずれかに該当する土地が緩和の対象となる。		
基準日	平成16年4月1日	共同住宅、寄宿舍、小規模店舗など
	平成30年1月1日	専用住宅、併用住宅

○適用日 令和2年7月1日

■意見募集の結果

上記について、5月1日（金）から6月1日（月）まで意見を募集した結果、意見の提出はありませんでした。ご協力ありがとうございました。

お問い合わせ 役場ふるさと整備課 都市計画係（内線233）

令和2年度 国民健康保険税の 年税額が確定しました



令和元年中の所得が確定したことにもない、令和2年度の国民健康保険税額が確定しました。加入世帯には7月中旬に納税通知を送付します。

国民健康保険税の普通徴収（自主納付および口座振替）の納期は全9期となっており、7月末（第1期）から国民健康保険税を納めることになります。

		納付月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	特別徴収 (年金天引き)	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
	普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
		前年中の所得で算定した年間の国民健康保険税（本算定）											

※4月、6月、8月支給年金から国民健康保険税が天引きされた（される）方は、本算定によって計算した税額から仮徴収額を引いた額を通知します。

国民健康保険税は世帯ごとに課税されます

国民健康保険では一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。そのため、国民健康保険税も世帯ごとに決められ、世帯主が納税の義務を負うことになります。国民健康保険税は年度（4月～翌年3月まで）ごとに計算してお知らせします。

納税通知書は世帯主あてに届きます

国民健康保険税を納める義務者は世帯主となります。そのため、世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者で、国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に1人でも国民健康保険加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

お問い合わせ 役場町民課 保険係（内線117）

令和2年度の国民健康保険税率は次のとおりです

(前年度と変更ありません)

◆医療分・後期高齢者支援金分 (年間額)

	区分	税率・単価
医療分 および 後期高齢者 支援金分	所得割 (加入者の所得に対して)	10.8% (医療分 8.4%・後期高齢者支援金分 2.4%)
	資産割 (資産税額に対して)	なし
	均等割 (加入者一人あたり)	3万6000円 (医療分 2万7000円・後期高齢者支援金分 9000円)
	平等割 (一世帯あたり)	2万8000円 (医療分 2万1000円・後期高齢者支援金分 7000円)

◆介護分 (40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者にかかる分・年間額)

	区分	税率・単価
介護分 (40歳以上65歳未満 の方に課税されます)	所得割 (加入者の所得に対して)	1.8%
	均等割 (加入者一人あたり)	1万4000円

保険税の計算方法

一世帯ごとの保険税額は、医療分・後期高齢者支援金分と介護分をそれぞれ割り振って計算し、組み合わせたものが保険税となります。

※ 市区町村によって、組み合わせや税率が異なります。

医療・支援分

一世帯の保険税額

介護分

①所得割 … 世帯の所得に応じて計算

$$\boxed{} \text{円} \times 10.8\% = \boxed{} \text{円}$$

②均等割 … 世帯の加入者数に応じて計算

$$\boxed{} \text{人} \times 3万6000 \text{円} = \boxed{} \text{円}$$

③平等割 … 一世帯にいくらと計算

$$\text{一世帯当たりの金額} = 2万8000 \text{円}$$

A 合計 (①+②+③) …… $\boxed{}$ 円

①所得割 … 加入者(40~64歳)の所得に応じて計算

$$\boxed{} \text{円} \times 1.8\% = \boxed{} \text{円}$$

②均等割 … 加入者数(40~64歳)に応じて計算

$$\boxed{} \text{人} \times 1万4000 \text{円} = \boxed{} \text{円}$$

※ 介護分に平等割はありません。

B 合計 (①+②) …… $\boxed{}$ 円

1年間の国民健康保険税額

A 医療分・後期高齢者支援金分
(所得割+均等割+平等割)

$$\boxed{} \text{円}$$

+

B 介護分
(所得割+均等割)

$$\boxed{} \text{円}$$

=

合計

$$\boxed{} \text{円}$$

税制改正にともなう国民健康保険税の見直しについて

令和2年度の税制改正にともない、国民健康保険税の「低所得者に係る保険税軽減の拡充」と「課税限度額の引き上げ」が行われ、下記のように見直されました。

低所得者に係る保険税軽減の拡充

国民健康保険税は、世帯主と国民健康保険被保険者の前年中の総所得金額等の合計が基準額以下の場合、均等割額と平等割額が所得に応じて2割・5割・7割に軽減されています。令和2年度課税分からは、そのうち2割・5割軽減の判定基準が引き上げられ、軽減対象世帯が拡大されます。

(申請の手続きは必要ありません)

■ 2割軽減

現行	基礎控除額 (33万円) + <u>51万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
改正後	基礎控除額 (33万円) + <u>52万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

■ 5割軽減

現行	基礎控除額 (33万円) + <u>28万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
改正後	基礎控除額 (33万円) + <u>28.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

■ 7割軽減

現行	基礎控除額 (33万円)
	据え置き

※ 特定同一世帯所属者：国民健康保険に加入したまま、75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した方

課税限度額の引き上げ

国民健康保険税は、「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護分」の各税額を計算し算定されます。令和2年度課税分からは、各課税限度額は以下のとおりです。

■ 医療分

現行	61万円
改正後	<u>63万円</u>

■ 後期高齢者支援金分

現行	19万円
	据え置き

■ 介護分

現行	16万円
改正後	<u>17万円</u>

※ 「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護分」を合算した年間課税限度額は 99万円 (改正前 96万円) となります。

お問い合わせ 役場町民課 保険係 (内線 117)

65歳
以上の方へ

令和2年度 介護保険料 本徴収のご案内

本徴収とは、令和2年度の住民税額が確定したことにより、今年度の介護保険料を再度算定し、その決定額を納付していただくものです。納付月は下記のとおりとなります。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	—	—	—
特別徴収	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期	—	6期	—

仮徴収期間…前年度の保険料段階をもとに徴収する期間です。

普通徴収は5月・6月（1・2期）、特別徴収は4月・6月・8月（1～3期）が該当します。

本徴収期間…前年の所得をもとに決定した介護保険料額から仮徴収額を差し引いた金額を徴収する期間です。普通徴収は7月～12月（3～8期）、特別徴収は10月・12月・翌年2月（4～6期）が該当します。

1. 特別徴収（年金からの天引き）について

- ・介護保険料は、原則として特別徴収で納付していただくこととなっています。
- ・下記の「特別徴収の対象とならない方」に該当となった場合、年度途中であっても特別徴収から普通徴収に切り替わる場合があります。その際は、変更した旨が記載された通知書および介護保険料の口座振替の申し込みをされていない場合は納付書を同封して送付しますので、ご確認ください。

2. 普通徴収（納付書または口座振替による納付）について

- ・特別徴収の対象とならない方は、普通徴収で納付していただきます。

（特別徴収の対象とならない方）

- ◇ 65歳になられてから、半年から1年を経過していない方
- ◇ 年金の受給額が年額18万円未満の方
- ◇ 年度途中に、本町に転入された方
- ◇ 年金を担保に借入れをされた方
- ◇ 年金の種類が変更となられた方 など



※年度途中に転入された方または65歳となられた方は、原則として半年から1年で特別徴収に切り替わります。徴収方法が変更となる場合は、事前に通知書を送付しますので必ずご確認ください。また、変更にかかる手続きは必要ありません。

普通徴収の方には、納め忘れを防ぐためにも口座振替による納付をお勧めします。ご希望の方は、役場町民課へお問い合わせください。申し込みされた月の翌月末から口座振替が開始されます。また、すでに他税目で口座振替の申し込みをされている場合でも、「介護保険料」として新たに申し込む必要がございますので、ご注意ください。

3. 令和2年度介護保険料について

今年度からは、政令の改正に伴う保険料率の見直しにより、第1～3段階の保険料が下記のとおり変更となりました。

高齢化が進む今日、介護保険の重要性はますます高まっています。今後とも介護保険制度へのご理解とご協力をお願いします。

段階	令和2年度	
	対象者	保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	2万3760円 (前:2万9700円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 	3万9600円 (前:4万9500円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 	5万5440円 (前:5万7420円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が市町村民税非課税かつ世帯内に市町村民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	7万1280円
第5段階 (基準額)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が市町村民税非課税かつ世帯内に市町村民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 	7万9200円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	9万5040円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 	10万2960円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 	11万8800円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方 	13万4640円

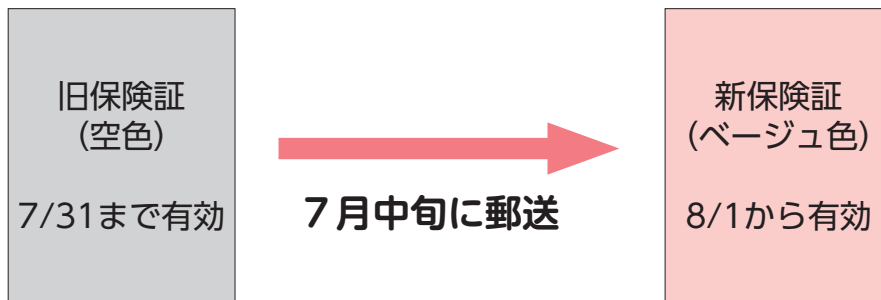
※「合計所得金額」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」および「年金収入に係る所得額」（保険料段階が第1～5段階の方のみ）を差し引いた額となります。

お問い合わせ 役場町民課 保険係 (内線116)

保険証の一斉更新および保険料額のお知らせ

1 保険証の更新について

(1) 8月1日から保険証が変わります（新しい保険証は**ベージュ色**です。）



現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1からは新しい保険証をお使いいただくことになります。（申請手続きは不要です。）

新しい保険証は、7月中旬に郵送します。8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあったりした場合は、町民課保険係までご連絡ください。

(2) 医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の前年中の所得に応じて、医療費の自己負担割合を判定しています。新しい保険証に記載されている自己負担割合（1割または3割）は、8月1日から適用となる医療費の自己負担割合です。

① 1割負担となる方

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない方

住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合でも、同一世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がおり、被保険者全員の旧ただし書き所得※の合計額が210万円以下の場合、1割負担です。

※旧ただし書き所得＝総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額

② 3割負担（現役並み所得者）となる方

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる方

住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合でも、下記に該当する方は申請により1割負担となります。

【同一世帯に被保険者が1人の場合】

その方の収入の合計金額が383万円未満（または、その方の収入と同一世帯の70～74歳の方全員の収入の合計金額が520万円未満）

【同一世帯に被保険者が複数いる場合】

被保険者全員の収入の合計金額が520万円未満

2 年間保険料の決まり方

(1) 保険料額の計算方法

○ 『均等割額』 + 『所得割額』 が年間保険料額となります。(賦課限度額は64万円)

【均等割額】 1人あたり年間4万400円となります。

【所得割額】 令和元年中の総所得金額等をもとに算定します。

所得割額 = [令和元年中の総所得金額等 - 基礎控除33万円] × 7.84%

(2) 保険料の軽減制度 (申請手続きは不要です)

① 令和元年中の所得の状況に応じた軽減

保険料の均等割額が世帯の所得状況に応じて、7.75割、7割、5割、2割軽減されます。

※世代間の医療費負担の公平等を図る観点から、今まで特例で8.5割軽減の対象だった方は7.75割軽減に、8割軽減の対象だった方は7割軽減に変更となります。

② 制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度加入前日において保険料負担のなかった、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入時から2年間のみ「均等割額」が5割軽減されます。また、「所得割額」はかかりません。(市町村国保、国保組合などは対象となりません。)

3 納め方 (7月中旬に郵送される保険料通知を必ずご確認ください)

令和2年度の保険料の納付方法・納付時期

(1) 4月の年金から既に納めていただいている方 <特別徴収>

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
年金	年金	年金	年金	年金	年金

4・6・8月の納付額・・・令和2年度の年間保険料額が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。

10・12・2月の納付額・・・確定した年間保険料額から、4・6・8月の納付額を差し引いた残額を10・12・2月の年金から納めていただきます。

(2) 7月から納付書または口座振替で納めていただく方 <普通徴収>

4～6月	7～3月
納付なし	納付書 または 口座振替

確定した年間保険料額を、令和2年7月～令和3年3月の年9回に分けて納めていただきます。月々納めていただく保険料額は、通知書に記載されていますので、ご確認ください。

※ 手続きをして口座振替に変更することができます。

口座振替を希望される場合は、次の金融機関窓口で手続きをしてください。

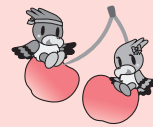
口座振替取扱い金融機関

- | | |
|------------|----------|
| ○北越後農業協同組合 | ○新潟縣信用組合 |
| ○第四銀行 | ○北越銀行 |
| ○大光銀行 | ○新発田信用金庫 |
| ○新潟県労働金庫 | ○きらやか銀行 |
| ○ゆうちょ銀行 | |

【手続きに必要なもの】
振替口座の預金通帳
通帳のお届け印

* 手続きをされた翌月末から口座振替が開始されます。

お問い合わせ 役場町民課 保険係 (内線115)



男女共同参画通信 vol.21

～ リプロダクティブ ヘルス/ライツとは?～

平成6年(1994年)に開催された国連人口・開発会議において提唱された概念で、日本では、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。

このリプロダクティブヘルスを享受する権利をリプロダクティブライツといいます。

具体的には、人々が政治的・社会的に左右されず、いつ何人子どもを産むか産まないか、安全で満足のいく性生活を行う自由、そのための健康を享受できること、またそれに関する情報と手段を得ることができる権利のことです。

「私のからだは私のもの」「産む・産まないは女性の自己決定」

リプロダクティブヘルス/ライツが示す権利を獲得することは、全ての人がジェンダーに基づく暴力などによって傷つけられず、身体・性について正しい知識を持ち、生涯に渡って選択が尊重される社会を創造していくために必要なものといえます。

役場総務課 総務管理係
(内線225)

道路にはみ出した樹木などの剪定・伐採のお願い

伐採のお願い

所有する土地の樹木などが通行に支障となったり、その恐れがある場合は、剪定や伐採をお願いします。



樹木などの所有者が賠償責任を問われることがあります

住宅に植えた生け垣や個人の所有する山林の樹木などが、境界を超えて道路にはみ出して、通行の支障となる原因となります。また、強風や降雪などにより、樹木などが道路へ倒れると、通行の支障となるだけではなく、歩行者や通行車両との事故につながります。

個人宅の庭木や生け垣、沿道の山林の樹木などの倒木や張り出した枝の落下などにより、歩行者や車両が損傷する事故が発生した場合は、法律によりその所有者が賠償責任を問われることがあります。

認し、所有者で対処していただきますようお願いいたします。

樹木などの適切な管理をお願いします

道路パトロールなどで支障のある樹木などを確認した際は、地元集落区長を通じて所有者の方に剪定や伐採をお願いしますので、ご協力をお願いします。道路や歩道にはみ出した樹木などは、危険を及ぼす状態でも、勝手に町で伐採できませんが、倒木などにより道路の通行に支障がある場合は、連絡なく伐採しますので、ご理解をお願いします。

役場ふるさと整備課

工務管理係 (内線232)

狂犬病の予防注射 忘れずに!



係から、令和2年12月31日まで狂犬病予防注射の期間が延長されました。

また、狂犬病予防注射の接種がお済みでない場合は、かかりつけの動物病院などで、期間中の接種をお願いします。

※飼い犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

役場生活環境課

環境推進係 (内線281)

生後91日以上の犬を飼っている方は、毎年、4月1日から6月30日の間に狂犬病予防注射を接種しなければならないこととなっています。

しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況の関

こんな仕事をしています。やってみませんか？ ～ 保護司、人権擁護委員 ～

《 保護司 》

- ◎法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、任期は2年（再任可）です。聖籠町では現在3名が活動しています。
- ◎犯罪や非行を犯してしまった人は、法の処分を受けた後は社会に復帰して生活を送ります。その人たちに寄り添い、過ちを繰り返さないよう立ち直りを支援しています。
- ◎活動は保護司会（聖籠町は「新発田阿賀北地区保護司会」）に所属し、面接や相談などを行います。
- ◎報酬はありませんが、活動内容に応じて実費が支給されます。

《 人権擁護委員 》

- ◎法務大臣から委嘱される民間の方々と、人権（すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていく権利）が大切であることを知ってもらうための活動をしています。任期は3年（再任可）で、聖籠町では現在3名が活動しています。
- ◎活動はこども園、小・中学校での人権教室や、地域のイベント時の啓発活動、人権相談などを行っています。
- ◎地域の協議会（聖籠町は「新発田・村上地域人権啓発活動ネットワーク協議会」）に所属します。
- ◎報酬はありませんが、活動内容に応じて実費が支給されます。

どちらも無報酬ですが、複雑化する社会の中ですますます必要とされています。近隣市町村でも多くの方々がやりがいを感じながら誇りをもって活動に励んでいます。活動に参加してみませんか？お気軽にお問い合わせください。

📍役場町民課 町民サービス係（内線112）

会計年度任用職員募集

町では、国勢調査の実施にあたり、一般事務補助員の募集をしています。

希望される方は、「聖籠町会計年度任用職員登録申込書」を、役場総務課に提出してください。

【勤務地】 聖籠町役場総務課

【任用予定期間】 令和2年8月

11日（火）～令和2年8月21日（金）まで ※土日休み

【勤務時間】 午前8時30分～午後4時30分（昼休憩1時間あり）

【業務内容】 国勢調査の調査資料の印刷、調査用品の仕分け、調査票の整理、その他国勢調査に関する業務補助。

【募集人数】 1人

【提出書類】 聖籠町会計年度任用職員登録申込書

※申込書は役場総務課窓口にて備付けているほか、ホームページからもダウンロード

できます。

※申込書は返却しませんの

で、ご了承ください。

【提出方法】 役場総務課まで、持参または郵送で提出してください。

（持参の場合）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

（郵送の場合）

〒957-0192 聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町役場総務課 あて

【その他】 申込書が到達次第、随時選考を行います。

📍役場総務課広報広聴係

（内線225）

児童手当現況届の提出はお済みですか？

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」の提出が必要となっています。

対象者には、子ども教育課から通知を郵送しました。ご提出いただいた皆様ありがとうございます。

未提出となっている方および、提出書類に不足などがありご連絡させていただいた方は必

要書類を添付して、至急子ども教育課（役場3階）にご提出ください。

なお、現況届が提出されない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。詳しくは郵送した通知をご覧ください。

📍子ども教育課

子ども・子育て支援係

（内線307）

海水浴場の開設について

網代浜海水浴場について、「聖籠海岸水難防止連絡協議会」で今年度の開設について協議した結果、屋外とはいえ遊泳区域が限定されることから、大勢の人が集まり、密接する可能性もあり、十分な新型コロナウイルス感染予防対策をとることが困難なため、**開設しないこととしました**。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

📍役場産業観光課

地域振興係（内線123）



社会福祉法人真心福祉会
子育て支援センター
(聖籠こども園内)
☎27-3322

すくすくサロン「さくらんぼ」

子育て支援センターでは、家庭で子育てが楽しめるように、聖籠こども園内にすくすくサロン「さくらんぼ」のお部屋を開放しています。お家で子育てをしている人が集まり、広いお部屋で元気いっぱい遊びながら、交流しながら楽しんでます。また、利用者同士仲間になったり、看護師や栄養士の育児相談も気軽にできます。みなさん、お友達と誘い合っておいでください。



「さくらんぼ」の主な予定*****

★大きくなったかなあ～身長・体重測定

*第1火曜日・・・測定日（0～1歳6か月児の日）

・相談日*看護師・栄養士の育児相談を設けています。

*第2火曜日・・・測定日（1歳7か月児以上の日）



★赤ちゃんびより・・・月1回水曜日 *1歳未満のお子さんとお家の方々にふれあい遊びや楽しい時間を過ごしましょう

★離乳食試食会・・・月1回 *初期・中期・後期・完了食で実施しています。

★季節の行事や製作遊び 七夕会・秋の会・クリスマス会・豆まき会・ひな祭り会など

★子育て相談・・・月曜日～金曜日 *保育士・栄養士・看護師が相談に応じます。

※ 感染予防のため、予定している行事につきましては中止、または延期になる場合があります

コロナ対策について



※6月22日より、聖籠こども園の玄関から出入りできるようになりました。ご利用いただけるスペース・遊具について通常よりも縮小しています。
※行事の申し込みについては人数制限をさせていただく場合があります。皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、感染予防のため、ご理解とご協力をお願いします。



「さくらんぼ」利用にあたって！*****



- ★おさんの遊び相手をしながら、親子の絆をしっかりと深めることができます。
- ★親子で仲間作りが楽しめ、リフレッシュできます。
- ★家庭以外の人とのかかわりが体験でき社会性が育まれます。
- ★子育ての悩みや心配ごとなど気軽に相談できます。
- ★安心して子育てが楽しめる情報がいっぱいあります。(離乳食メニュー・トイレトレーニング・親子遊びなど)

開放日・・・月曜日～土曜日（無料です）

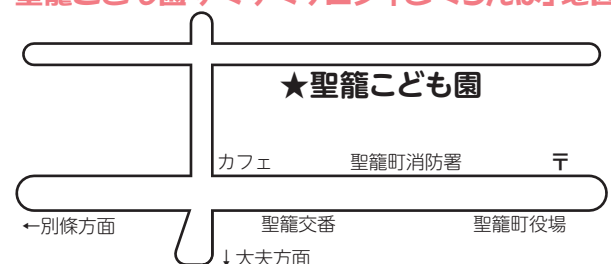
★午前8時30分～11時30分

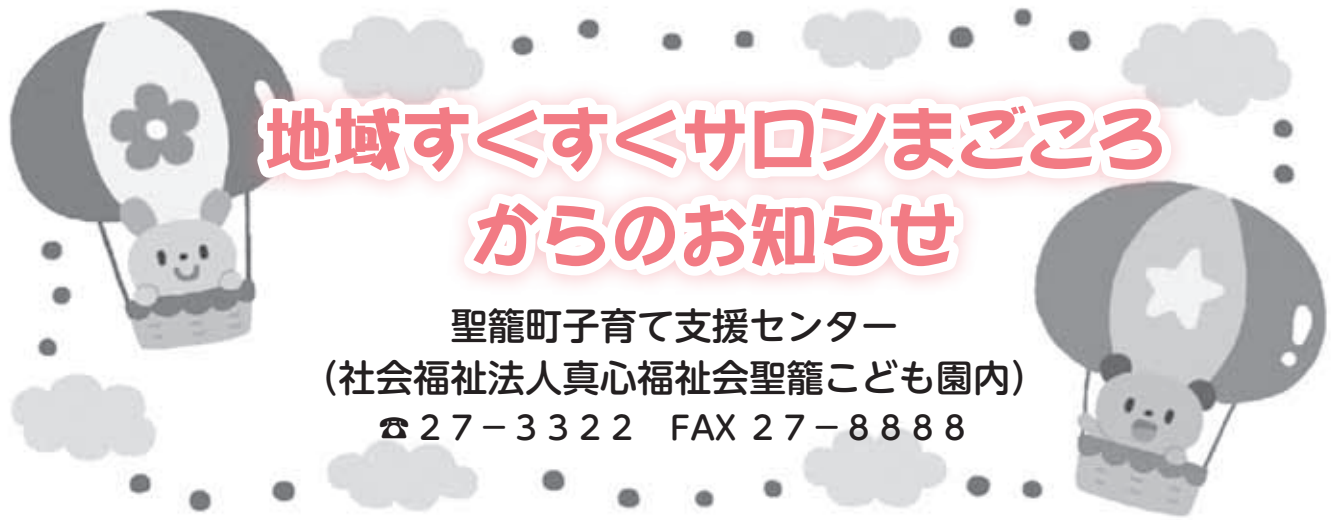
★午後3時～5時

＊＊毎月のおたより発行について＊＊

- ★毎月の詳細（予定）については、おたよりを発行していますのでご覧ください。
- ★おたよりは聖籠こども園・町保健福祉センター・亀塚児童館・各こども園・各保育園・図書館などにおいてあります。
また、カレンダーを各所に掲示してありますのでご覧ください。

聖籠こども園すくすくサロン「さくらんぼ」地図





地域すくすくサロンまごころ からのお知らせ

聖籠町子育て支援センター
(社会福祉法人真心福祉会聖籠こども園内)
☎ 27-3322 FAX 27-8888

各地域で未就園児のママ達が主体となり活動していた「育児サークル」から聖籠こども園が運営する「地域すくすくサロン」に変わり2年目を迎えました。令和2年度は「地域すくすくサロン」が3ヶ所から2ヶ所になります。

これからも多くの親子が参加しやすい場となるようにスタッフが楽しい事を計画しますので、たくさんの参加をお待ちしています。

お子さんと一緒に遊びながら、みんなでお話したり、お友達をつくってみませんか。



～地域すくすくサロンまごころ～

蓮野地区 = うさぎ・おひさま
山倉地区 = ぐーちょきぱー
亀代地区 = かめかめクラブ

聖籠町全地域のみなさん! いっしょに遊びましょう

★ 場所・・・蓮野地区多目的屋内運動場

★ 日時・・・毎月第2・4・5木曜日(8月・12月は毎週)

★ 時間・・・午前10時～11時30分

地域に関係なく
どなたでも、どこの
場所でも遊びにいら
して下さい。

★ 場所・・・亀塚児童館

★ 日時・・・毎月第1・3木曜日

★ 時間・・・午前10時～11時30分



蓮野地区多目的運動場、亀塚児童館に子育て支援センターのスタッフがおもちゃを持って出向きます。絵本の読み聞かせやリズム遊び、手遊び、制作など楽しい行事も計画しています。初めての方も支援センターのスタッフが待っていますので気軽に遊びに来て下さい。

お問い合わせ 子育て支援センター(聖籠こども園内) ☎ 27-3322
※感染防止対策を行いながら運営をしています。



アルビレックス 新潟情報!!



来るリーグ戦に向け、トップチーム、レディースともに、コンディションを上げていきます！



トップチーム リーグ再開へ！

5月11日（月）より活動を一部再開したトップチーム。選手同士の接触を最小限にするため数グループに分け、時間差をつけてトレーニングを実施する他、選手間の距離を取るなど感染拡大予防策を徹底して、慎重にトレーニングを行いました。5月21日（木）には、約1か月半ぶりに聖籠町のアルビレッジで選手・スタッフ全員が一堂に介してのトレーニング。試合を想定した20分×2本の実戦形式のトレーニングでは、久しぶりにピッチ上で真剣勝負が繰り広げられ、選手たちは心地よい疲労感に包まれていました。翌22日（金）には、約1か月半ぶりにホーム・デンカビッグスワンスタジアムでトレーニングを行いました。確実に、リーグ再開に向けた歩みは進んでいます。

5月29日（金）、Jリーグは、新型コロナウイルスの影響により試合開催を延期している2020明治安田生命Jリーグについて、6月27日（土）からJ2リーグを再開することを決定しました。無観客での開催からスタートし、感染拡大状況などに鑑みて、安全にお客さまをお迎えする準備を進めます。今後開催される試

合の対戦カードは全て組みなおされ、感染予防の観点から近隣クラブとの対戦を優先的に実施することとなりました。

6月15日（月）、再開後の試合日程、対戦カードなどの発表を受けて、チームを率いるアルベルト・プッチオルトネダ監督は「再開を待ち望んでいました。リーグ再開までのあと2週間、モチベーション高く準備を進めていきます。当然ながら、過密スケジュールになることは予想していました。そして、スケジュールが発表された今、難しいスケジュールになると再認識しています。とても厳しい戦いになるでしょう。しかし、この状況に立ち向かうためには全選手が重要で、全選手が必要だということを、私は選手たちに伝え続けていきます。この過密スケジュールでも、素晴らしい選手・スタッフとともに戦い抜くことができると信じています。チームの立ち上げから今日まで、しっかりとトレーニングを積み重ね、いい方向に進んでいます。選手たちは自分たちが持っているもの全てを、グラウンドで出し切る準備が整っています。そして、サポーターや地域の皆様と多くの喜びを共有することを誓っています」と選手・スタッ

フー一丸となって戦い抜く決意を語っています。

いよいよリーグ戦再開の日程が決まりましたが、日々の体調管理にご留意いただくとともに、感染拡大予防に努めることに変わりはありません。デンカビッグスワンスタジアムで、アルビレツジで元気に再会できることを、選手・スタッフ、クラブ一同心から楽しみにしています。

レディース

チーム活動再開！

約2か月ぶりに、選手たちの元気な声がピッチに戻ってきました。新型コロナウイルスの影響により、4月10日（金）以降自粛期間が続いていましたが、6月2日（火）にチームは活動を再開。選手たちは仲間とピッチで思い切り体を動かせる喜びを噛みしめ、時折笑顔も見せながらトレーニングに取り組んでいました。

リーグ開幕は7月18日（土）に決定。「向かうべき目標が立つのは、選手たちにとってもすごくいいことで、モチベーションにつながる」と奥山監督も話すように、チームを覆うムードも一段と前向きなものになっています。

初戦を見据え、上尾野辺選手

は「相手がどこになったとしても、自分たちのやるべきことは変わらない。開幕戦はすごく大事な一戦になるので、いい準備をしていきたい」と力強くコメント。万全の状態で開催を迎えられるよう、しっかりとチーム全体でコンディションを上げながら、戦術面も抜かりなく整えていく決意です。対戦相手や詳しい日程等は決定次第クラブ公式サイトでお知らせしますので、引き続き皆様の応援をよろしく願います！

7月の試合予定

〈ホームゲームのみ掲載〉

■明治安田生命J2リーグ

第3節 7月4日（土）

vs ツエーゲン金沢

午後6時キックオフ

第4節 7月11日（土）

vs 松本山雅FC

午後6時キックオフ

第6節 7月19日（日）

vs モンテディオ山形

午後6時キックオフ

第7節 7月25日（土）

vs 水戸ホーリーホック

午後6時キックオフ

※会場はすべてデンカビッグスワンスタジアム



JAPANサッカーカレッジのお知らせ

「JAPANサッカーカレッジ」の日常

5月14日に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除されたことに伴い、JAPANサッカーカレッジ（以下、JSC）でも6月から少しずつ授業が始まりました。今回は、JSCが行っている新しい生活様式や対策についてどのように実践しているかをお伝えします。

まず「3つの密」を避けるために、学科ごとに時間差登校を実施しています。授業は広い教室を使用し、前後左右で間隔を開けて受けたり、また、食堂では個別での空間を確保した仕切りを用意し、予防に努めています。この段ボールの間仕切りは聖籠町役場でも使用されているものを使用しています。学校が始まったということ

トレーニングを行っていた選手たちの練習も再開しました。ここでも、感染予防の対策を行っています。選手が使うスクイズボトルはそれぞれ名前を記載し、自分自身のスクイズボトルを使用するように徹底し、他にも毎日の検温や体調管理で少しの変化にも気を付けています。

現在、SNSでは注目選手やこれまで行ってきた活動の報告などを掲載中です。そして今、JSCのマスコットであるジャッピーが「手洗い動画 Wash Your Hands」を踊ってみた動画もUPしました。ぜひ、QRコードから読み込んで頂き、ご覧ください。皆様頑張ってきた結果が少しずつ出てきました。この日常を送るにあたり尽力していただいている方々に感謝をし、今後の活動に取り組んで参ります。JSCも皆様に元気と笑顔を

提供できるよう準備をしています。

各種SNSにて最新の情報を掲載していますので、ご覧いただければ幸いです。



▲昼食は段ボールの仕切りを活用



JAPANサッカーカレッジチーム紹介サイト 検索

ジャッピー動画はこちらから！



消防職員募集のお知らせ

新発田地域広域事務組合消防本部では、令和3年度採用の消防職員を次のとおり募集します。

【採用職種】 消防士（公安職）

【採用年月日】

令和3年4月1日

【採用人員】 若干名

【受付期間】 7月8日（水）

～7月29日（水）

※ 郵送の場合は7月29日の消印有効、直接持参する場合は、7月29日午後5時15分まで

【受験資格】 平成8年4月2日から平成15年4月1日までに

生まれた人で、学校教育法の規定に基づく高等学校卒業程度以上または、令和3年3月31日までに卒業見込の人

【第一次試験日程】

筆記試験など

① 9月20日（日）

② 新潟大学総合教育研究棟（予定）

体力試験

③ 9月21日（月・祝日）

④ 新発田地域広域消防本部

試験内容

体力試験、筆記試験、事務適性検査、消防適性検査

【受験用紙】 新発田地域広域消防本部総務課または、管内の各消防署・聖籠分署・中央分署・さくら分署・管内の各出張所・分遣所にあるほか、新発田地域広域事務組合消防本部のホームページからもダウンロードできます

⑤ 新発田地域広域事務組合消防本部総務課

☎0254・22・3789

令和2年度自衛官等募集

防衛省では、次のとおり自衛官候補生を募集しています。

※募集種目／資格／受付期間／試験期日

① 航空学生／高卒者（見込含）

または高専3年次修了者（見込含）海自・18歳以上23歳未満の人、空自・18歳以上21歳未満の人／7月1日～9月10日／1次9月22日

② 一般曹候補生／18歳以上33歳未満の人／7月1日～9月10日／1次9月18～20日（いずれか1日を指定）

③ 防衛大学校学生（一般）／18歳以上21歳未満の人。高卒生（見込含）または高専3年次修了者（見込含）／7月1日～10月22日／1次11月7・8日

④ 防衛医科大学校（医学科学生）／18歳以上21歳未満の人。高卒者（見込含）または高専3年次修了者（見込含）／7月1日～10月7日／1次10月24・25日

⑤ 防衛医科大学校看護学科生（自衛官候補看護学生）／18歳以上21歳未満の人。高卒生（見込含）または高専3年次修了者（見込含）／7月1日～10月1日／1次10月17日

⑥ 自衛隊新発田地域事務所

☎0254・26・5619

**適職を探そう！
一般職業適性検査を
実施します**

「自分に合う仕事ってなんだろう？」「自分の得意、不得意ってなんだろう？」職種選択にお悩みの方を対象に、職業適性の検査を行います。筆記検査により7種の能力の測定を行います。

す。後日、個別に結果のフィードバックも行っています。

⑦ 15～39歳で就業していない方（要申込）定員5名

⑧ 7月16日（木）午後2時～午後4時

⑨ 聖籠町立図書館 会議室

適性検査以外にも15～39歳で就業していない方を対象に、就職についての個別相談を行っています。詳しくはお問い合わせ下さい。

⑩ 下越地域若者

サポートステーション

☎0254・28・8735

電話受付時間 平日午前10時～午後5時まで（第2金曜日

は休館日）

**新発田病院の
乳がん診療について**

新発田病院には乳がん学会乳腺専門医が常勤しています。乳がんの迅速な診断、治療のため、乳房のしこりなど症状のある方は、紹介状が無くても診察を受けることができます。完全予約制となっておりますので、電話で予約の上、受診してください。予約受付時間は午後

1時から3時です。症状によっては、検診などをすすめる場合があります。

⑪ 新発田病院

☎0254・22・3121（病院代表）

**市町村立学校の
臨時教職員募集**

小中学校の正規教職員に欠員が生じた場合の臨時教職員（講師など）を募集しています。勤務を希望する方は、県教育庁下越教育事務所事前登録をお願いします。

⑫ 募集職種 講師、養護助教諭、栄養士、事務員

⑬ 応募資格 勤務を希望する職種や教科などの教員免許状を所有すること（事務員は資格不要）

⑭ 募集期間 随時

登録方法など、詳しくは下越教育事務所ホームページをご覧ください。スマートフォンからでも簡単に登録できます。

⑮ 下越教育事務所

学校支援第1課

☎0254・27・9165



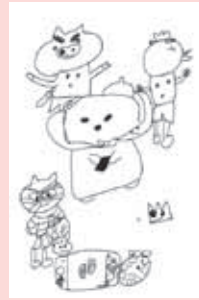
ヤマトさん 12歳



えいじさん 6歳



ちーちゃんさん 14歳



かほさん 7歳



投稿するときはペンで書いてください。(薄いものは掲載できません)

住所と名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム『○○』と書いてください) 1か月に一人1枚だけ受け付けます。

食は味楽来

7月は美味しく減塩月間です

塩分が少なくても満足のおいしく!!

少しの工夫でおいしく、健康的な減塩生活に取り組んでみてはいかがでしょうか。

減塩テク! サラダ編

一般サラダ (100g) 塩分 0.8g → 0.3g

- ポイント1** しっかり水気を切る。
- ポイント2** 食べる直前に調味料を順に和える。
油 → 酢 → 塩・コショウ
※ 一種類ずつ調味料を和えていくことでまんべんなく絡むので、少量で済みます。
- ポイント3** コクのある油 (オリーブ油、ゴマ油) がオススメ



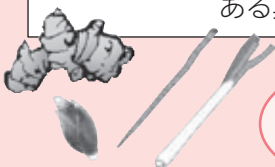
<お好みの野菜 (200g) に対してのドレッシング (2人分) >
オリーブ油…大さじ2
酢…小さじ2
塩…0.6g (親指、人差し指、中指の3本で軽くつまんだ量)

塩分排泄を促す
カリウムの多い芋、
きのこ類も GOOD!

減塩テク! 味噌汁編

一般味噌汁 (1杯) 塩分 1.3g → 0.9g

- ポイント1** 天然だしで作る。
- ポイント2** 具をよく煮てうま味を引き出してから味噌を加える。
※ 具をしっかり煮ることですまみが出て、調味料は少なくてもおいしくなる。
- ポイント3** うま味が出る具材 (油揚げ、玉ねぎ、ネギ類、きのこ類など) や香りや辛味のある具材 (ごぼう、しょうが、みょうが、唐辛子など) を利用する。



具は3つ以上
がオススメ

<だし汁 (300cc) に対して味噌 12g (小さじ2) (2人分) >
→ さらに減塩するには具材を増やして、その分だし汁を減らして調味する。
味噌汁の味は同じですが減塩になります。

聖籠地場物産館にて減塩特設コーナーを開催中です。

(図書館は7月中旬～減塩特設コーナー開催予定)

美味しい減塩レシピも設置中。お立ち寄りの際にご覧ください。

お問い合わせ 保健福祉課 (町保健福祉センター内) 管理栄養士 ☎ 27-6511

役場庁舎をブルーライトアップ

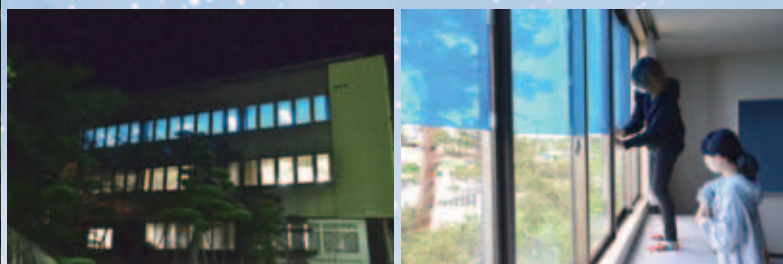
～ 新型コロナ対策の最前線で社会を支える皆さんを応援～



5月25日(月)から、毎日午後7時30分から9時までの間、役場庁舎のブルーライトアップを実施しています。

これは、新潟県が展開している「にいがた結(むすぶ)プロジェクト」の取り組みの一環として、医療従事者など新型コロナウイルス感染症の最前線で社会生活を支える方々への感謝と応援の気持ちを伝えるため実施され、町もこの取り組みに賛同したものです。

ブルーライトアップの準備作業には、敬和学園大学から4人の学生に協力いただきました。大学で通常の授業ができない状況の中でも、学生の立場で何かお手伝いできることはないかと考えたそうです。



毎年好評

減塩メニュー始めました♪



“ヘルシお彩^{いろいろ}サラダうどん”

31ページの「食は味楽来」でも紹介しましたが、7月は減塩月間です。例年、町の減塩月間に合わせた取り組みの一環として、ざぶーんレストランにて提供されている「減塩メニュー」を紹介します。

今年は麺好きの皆さん朗報です！塩分を心配せずにおいしく食べられる“ヘルシ^{いろいろ}お彩^{いろいろ}サラダうどん”を用意しました。一般的な麺類に含まれる塩分量は6g程度。多いと8gを超えるものもあり、麺類は塩分が多い代表的なメニューです。

この“ヘルシ^{いろいろ}お彩^{いろいろ}サラダうどん”は、だしを効かせたつゆとお酢を加えたドレッシングで通常よりも少ない塩分(2.5g)でおいしくいただくことができます。また、今が旬の聖籠産夏野菜をたっぷり并使用し、一日に必要な野菜の2分の1を摂取でき、抗酸化作用の高い食材による美肌効果も期待できます。

夏にぴったり、さっぱりとしたヘルシーなうどんです。7月31日まで提供していますので、この機会にぜひお立ち寄りください。(お問い合わせ：聖籠観音の湯ざぶーん ☎27-1126)

※5食以上注文の場合は、前日までにご連絡ください。

1日20食
限定